

国土交通省内におけるバリアフリー関連検討会

国土交通省において設置もしくは設置予定のバリアフリー関連の主な検討委員会は以下のとおり。

【バリアフリー全般】

○バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会

・検討内容

バリアフリー法及び関連施策について、その見直しも視野に入れ、理念的、制度的な観点を含め幅広く検討（検討会における論点については、別紙 1 参照）。6 月を目途に取りまとめ予定。

・開催実績

平成 29 年 3 月 15 日：第 1 回検討会

5 月 23 日：第 2 回検討会

6 月上旬（予定）：第 3 回検討会（取りまとめ）

【ガイドライン等関係】

○高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会

・検討内容

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正内容について検討。平成 29 年 3 月 31 日、改訂版・建築設計標準を公表（別紙 2 参照）。多機能トイレの機能分散の明確化・既存トイレの改修方法等について充実化、ホテルにおける一般客室のバリアフリーへの配慮・既存ホテルの改修方法等について記載。

【駅施設・鉄道車両関係】

○ハンドル形電動車椅子の公共交通利用等に関する調査検討委員会

・検討内容

ハンドル形電動車椅子による公共交通利用の際の要件の見直しについて検討。平成 29 年 3 月 21 日に第 3 回調査検討委員会を開催し、要件の見直し案（人的要件の廃止、構造要件の緩和）について大筋合意。今後、見直し案で示された内容の早期実施に向け、関係方面と個別・具体的に調整。

○新型ホームドアに対応する視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する調査検討委員会

・検討内容（調整中）

近年、車両旅客用乗降位置が一定でなくとも設置可能な新たな構造のホームドアの開発が行われ、普及促進が図られていることから、こうしたホームドアに対応する視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法を検討。平成 28 年度は 3 回の検討委員会を開催。平成 29 年度においても継続して検討を行い、平成 29 年秋を目途に取りまとめ予定。

○駅ホーム縁端部視認性向上のための WG

・検討内容

駅ホームにおいて、ホームと線路部分のコントラストを高めるなど、ホーム縁端部の視認性向上策を検討。平成 28 ～ 29 年度にかけて、3 回程度の WG を開催予定（第 1 回 WG は平成 29 年 3 月 3 日に開催）。

○新型ホームドアに関する技術 WG

・検討内容

「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」の中間取りまとめ（平成 28 年 12 月）を踏まえ、コスト低減等による一層のホームドア普及促進のため、新型ホームドアに関する情報提供、意見交換等を行う。第 1 回 WG は平成 29 年 1 月 13 日に開催し、以降適宜開催予定。WG メンバーによる新型ホームドアの現地試験状況等の視察も以下のとおり実施。

- ・平成 29 年 3 月 3 日 日本信号(株)宇都宮事業所（昇降ロープ式、軽量型）
- ・平成 29 年 4 月 27 日 JR 東日本町田駅（スマートホームドア®）、
東京メトロ九段下駅（大開口ホーム柵）

○鉄道における車椅子利用環境改善に向けた実務調整会議

・検討内容

車椅子利用者の鉄道利用環境の改善について、駅係員等による接遇や乗車取扱、切符販売等の運用面の改善等に焦点を当てて検討。第 1 回調整会議は平成 29 年 3 月 24 日に開催し、平成 29 年度にとりまとめを行う予定。

【その他】

○交通事業者向け接遇ガイドライン作成等のための検討委員会（仮称）

・検討内容（調整中）

平成 29 年度に立ち上げ、交通事業者向け接遇ガイドライン及びその普及方法について、交通モードの特性も踏まえて検討を行う予定。

○パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会

・検討内容

パーキングパーミット制度の効果や課題、海外の事例の調査を実施。平成 29 年 3 月 15 日に第 1 回検討会を開催し、合計 4 回程度開催予定（第 2 回は平成 29 年 5 月 9

日に開催)。導入促進方策について議論を行い、平成 29 年 7 月を目途に取りまとめ予定。

○観光地のバリアフリー評価の普及・促進に関する検討会（仮称）

- ・検討内容（調整中）

平成 27 年度に作成した観光地のバリアフリー評価ツールの普及・促進のため、評価者が評価を行う際の考え方・方法等について検討し、評価マニュアルを作成する。（平成 29 年度末取りまとめ予定。）

○旅客施設等における視覚・聴覚障害者等に対する ICT を活用した情報提供・案内に関する調査検討委員会

- ・検討内容

視覚・聴覚障害者等が公共交通機関の旅客施設等を利用するにあたっての情報提供・案内のあり方について障害当事者のニーズ調査、現地調査などを実施し、平成 29 年 3 月 10 日に開催した第 2 回検討委員会の場において、実現すべきサービスの方向性をとりまとめた。

バリアフリー法及び関連施策見直しに係る主要検討項目

1. 障害者権利条約締結等状況の推移を踏まえたバリアフリー施策推進の基本的考え方

○障害者権利条約締結及び障害者基本法等国内関連法の整備において取り入れられた障害の社会モデル等の考え方について、バリアフリー法及び同法に基づく施策（以下「法及び関連施策」という。）への反映のあり方をどう考えるか。

○高齢者、障害者等の社会活動を促進する観点から、バリアフリー法の適用対象事業の範囲や利用者への情報提供のあり方について、どう考えるか。

2. 個別施設の更なるバリアフリー化に向けた施設設置管理者等の取組促進のあり方

(1) 今後の整備の方向性について

○都市部、地方部それぞれの課題に応じたバリアフリー化をより円滑に進める観点から、施設設置管理者等の積極的な取組を促す方策、地域の関係者の連携強化のための方策、整備目標の考え方等について、どう考えるか。

(2) 施設設置管理者等の取組促進について

○公共交通事業者等によるバリアフリー施策への取組を促す方策について、どう考えるか。例えば、

- ・事業者によるバリアフリー推進体制の充実及び取組状況に係る情報開示のあり方についてどう考えるか
- ・ソフト対策としての職員研修の充実について、どう考えるか

○上記の他、施設設置管理者による個別施設整備のあり方についてどう考えるか。

3. 地域の更なる面的バリアフリー化に向けた基本構想制度のあり方

○基本構想制度のあり方についてどう考えるか。例えば、

- ・市町村による策定促進のための方策や都道府県の役割について、どう考えるか
- ・基本構想の継続的なスパイラルアップの仕組み作りについて、どう考えるか
- ・まちづくりとの連携強化のあり方について、どう考えるか

4. 心のバリアフリーのあり方

○バリアフリー教室等心のバリアフリー施策の更なる推進に向けて、取組の内容、働きかけの対象等についてどう考えるか。

○ハード整備と一体となったソフト対策としての職員研修の充実について、どう考えるか（再掲）

○公共交通等の利用者に対する啓発が必要との指摘についてどう考えるか。

5. その他

○障害者団体等から要望のある事項について、どのように考えるか。

※)【出典】「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」第1回提出資料

- 「建築設計標準」は、バリアフリー設計のガイドラインとして、平成19年度に作成。新たな機器の普及や技術の進展、障害者団体等からの要望を反映させるため、これまで5年ごとに改正を実施。
- 2020年東京大会での国内外からの来訪者の増大を見据え、新築だけでなく既存施設のバリアフリー化にも取り組む必要があることから、改修の観点などを盛り込むため、1年前倒して「建築設計標準」を改正（1/23～2/28 パブリックコメント実施、年度内に公表）する。

現状の課題

- ホテル客室（新築）
 - ・車いす利用者用客室は一般客室に比べ約1.4倍の面積※である
 - ・高齢者、障害者等の外出・旅行等の機会の増加から、より多くの利用可能なホテル客室が必要
 - ・一方で、インバウンド増加の対応のためには、より多くの客室数を確保することも必要
 - 客室数を確保しながら、客室のバリアフリー化を促進する必要がある
- ホテル客室（既存）
 - ・客室の面積が小さいことや、浴室・便所の出入口の幅が狭く、段差があることから車いす利用者等が利用しにくい
 - ・一方で、改修にあたって、面積や水回り配管の位置・スペースの確保に関する制約が多い（日本のホテルの特徴）
 - 様々な制約を解決しながら改修を促進する必要がある
- トイレ
 - ・多機能トイレの普及により、多機能トイレへ利用者が集中し、本来必要とする車いす利用者等がトイレを使用しづらい状況
 - 多機能トイレの利用集中を解消する必要がある
 - ・高齢者、障害者等が利用できるトイレの数が少ない
 - 既存トイレの改修を促進する必要がある

※日本ホテル協会及びシティホテル連盟へのアンケート調査による結果（ツインタイプの客室）

主要改正事項

- ① ホテル客室のバリアフリー化の促進
 - ・バリアフリーに配慮した「一般客室」の設計標準の追加
 - ・既存ホテルの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案
- ② トイレのバリアフリー化の促進
 - ・多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能トイレの分散配置を促進
 - ・既存トイレの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案
- ③ その他改正事項
 - ・用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
 - ・設計者等にとって分かりやすい内容とするための記述内容の充実